

大地震・津波発生時等における学校の対応について

津市立東橋内中学校

	〈1〉津市内で震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合【対象地域のある学校】	〈2〉津市内で震度5弱の地震が発生した場合	〈3〉津市内で震度4の地震が発生した場合
始業前	① 休校とします。 津波警報・大津波警報による避難指示の発令中【対象地域のある学校】は、休校とします。 ② 安全な場所に避難する等、各家庭で安全を確保してください。 ③ 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。	① 当日の授業実施を含め、学校から連絡があるまで登校見合わせとします。 ② 学校施設、通学路等の安全点検後、学校から連絡をします。	① 通常どおり授業を実施します。 (登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。)
登下校時	① 校内にいる児童生徒を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。以降は、〈1〉、〈2〉の在校時と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童生徒の避難誘導を行います。帰宅させる、学校や一時避難場所に避難誘導する等、安全確保を行います。(登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。) ③ 児童生徒は、安全な場所に避難します。(通学途中の避難場所について、ご家庭でもご相談ください。)		① 通常どおりの登下校とします。 ② 職員が校区巡視を行います。(登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。)
在校時	(早めの登校や下校後の活動、休日の部活動等で一部の児童生徒が在校している場合も同じ対応をします。) ① 児童生徒を避難場所へ誘導、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで、児童生徒を保護します。(学校からの連絡がなくても、迎えに来ていただくのが基本となります。) ④ 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合は、津波避難計画に基づき、設定した避難場所に避難します。出迎えがあるまで、避難場所で児童生徒を保護します。避難指示が解除されるまで、保護者も共に避難をお願いします。	② 被害の状況等により、授業が継続できるかを判断し、保護者に連絡します。 ③ 児童生徒を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、通常の下校、教職員引率による集団下校、保護者等の出迎えによる下校等の措置を状況により判断します。	① 通常どおり授業を継続します。 ② 職員が学校施設、通学路等の安全点検を行います。 * 被害の状況等によっては、〈1〉および〈2〉に準じて適切な措置をとります。

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、緊急時連絡方法（メール配信、緊急電話連絡網等）で行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。